

令和7年度第2回 島田市国民健康保険運営協議会

令和8年1月20日（火）午後1時15分から
島田市役所 4階 第3委員会室

審議事項

国民健康保険税 子ども・子育て支援納付金分の税率設定について P 1

報告事項

マイナ保険証の利用状況について P 6

国民健康保険税 子ども・子育て支援納付金分の税率設定について

税率設定の概要等について

（1）税率設定が必要な理由

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）の施行に伴い、令和8年度から医療保険料に上乗せする形で「子ども・子育て支援納付金」の賦課・徴収が開始される。

島田市の国民健康保険においても、令和8年度から国民健康保険税の区分を1つ増やし賦課・徴収を行うため、税率設定が必要となる。

（2）子ども・子育て支援金制度の概要

国が少子化対策を強化するために策定した「子ども・子育て支援加速化プラン」を支える財源。

子ども・子育て支援法で定められた対象費用（出産・子育て応援給付金の制度化、共働き・共育てを推進するための経済支援、こども誰でも通園制度等）に充てる。

令和8年度から徴収が始まり、令和10年度にかけて段階的に引き上げられる。

【参考】被保険者一人当たりの子ども・子育て支援金の負担見込み

※こども家庭庁試算

令和8年度見込額	令和9年度見込額	令和10年度見込額
月額 250円	月額 300円	月額 400円
年額 3,000円	年額 3,600円	年額 4,800円

子ども・子育て支援金制度って何？

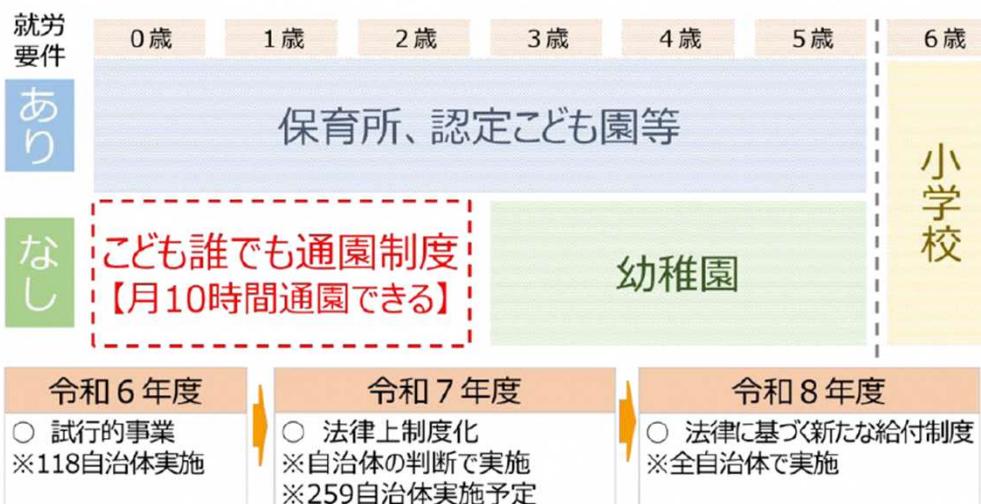
(加速化プランによる子育て支援の拡充と子ども・子育て支援金制度)

子ども家庭庁作成資料より抜粋

ポイント

- こども未来戦略「加速化プラン」で定められた、児童手当の拡充や育休給付の手取り10割相当への拡充などの子育て支援の拡充を既に実施しています。
- また、0歳6ヶ月～2歳の保育所等に通っていないこどもを対象とする「こども誰でも通園制度」についても、令和8年度から全国で本格実施します。
- これらの子育て支援を拡充するため、高齢者を含む全ての世代や企業の皆様から拠出いただく「子ども・子育て支援金制度」を令和8年度から段階的に実施することが法律に規定されています。
- このように、子ども・子育て支援金は、児童手当の拡充やこども誰でも通園制度などの給付を通じて現役世代に還元されるものです。

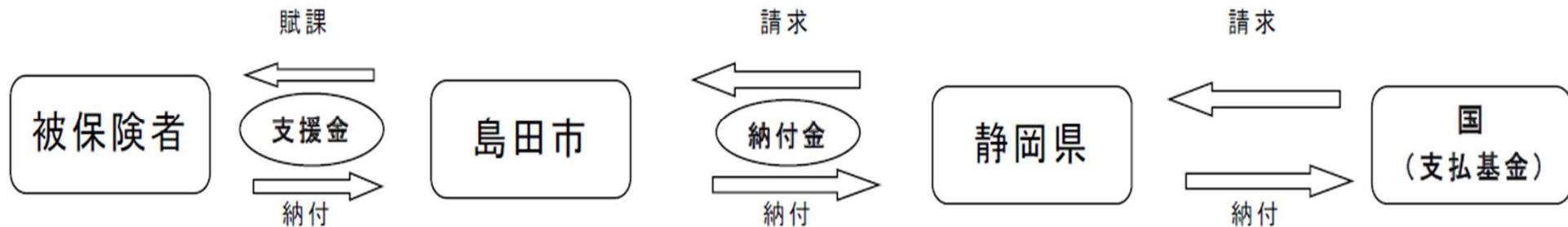
こども誰でも通園制度(概要)



子育て支援の拡充

- | | |
|-----------------------------|-----------------------------------|
| 児童手当の拡充
(R6.10から支給開始) | 所得制限撤廃、高校生まで延長、
第3子以降3万円 |
| 妊娠10万円給付
(R7.4から支給開始) | 妊娠・出産時に合計10万円給付 |
| 育休手取り10割
(R7.4から支給開始) | 両親が育休取得した場合に
手取り10割相当支給 |
| 時短勤務給付
(R7.4から支給開始) | 育児中に時短勤務をする場合に
時短勤務時の賃金の10%を支給 |
| こども誰でも通園制度
(R8.4から給付化) | 保育所等に通っていない子どもの
保護者が月10時間利用可能 |
| 国年育児中保険料免除
(R8.10から制度開始) | フリーランスの方の育児期間中の
年金保険料免除 |

(3) 子ども・子育て支援金納付の流れ



(4) 国民健康保険税の課税方法について

現 行								新 設 (R8.4月～)	
基礎課税額 (医療費に充てる 国保税)			後期高齢者支援金等分 (後期高齢者支援金に 充てる国保税)			介護納付金分 (介護保険に納め る国保税)		子ども・子育て 支援納付金分	
所得割	平等割	均等割	所得割	平等割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
6.6 %	27,800 円	21,600 円	1.9 %	8,000 円	8,000 円	1.8 %	12,600 円		
課税限度額 66万円			課税限度額 26万円			課税限度額 17万円		課税限度額 円	

審議、意見をいただく内容

(5) 施行時期： 令和8年4月から

(6) 令和8年度子ども・子育て支援納付金
県仮算定金額 52,234,621円

(7) 賦課方式: 2方式(所得割・均等割) 静岡県下で統一

(8) 税率(案)

所得割 0.27% 均等割※ 1,700円

※均等割と18歳以上被保険者均等割があり、それぞれ区別して課税。
均等割 1,600円、18歳以上被保険者均等割 100円 計 1,700円

【参考】標準保険料率(令和7年11月27日 県提供)

所得割 0.27% 均等割 1,757円 18歳以上均等割 121円

(9) 課税限度額(案): 30,000円(予定)

政令で定める金額で、令和8年3月末に公布される予定
高所得世帯の課税額が無制限にならないように設けられる。

(10) 軽減措置: 有(均等割)

政令で定める「軽減判定所得基準」に従う。

低所得世帯の保険税負担の軽減を図るため、基準に基づき均等割を7割・5割・2割軽減する。
軽減分は、公費により財源補填される。

(11) 周知・広報について

- ・市公式ウェブサイトへの掲載（こども家庭庁作成：制度周知のチラシ）
- ・広報紙（広報しまだ12月号）への掲載
- ・窓口で国保加入者へ制度周知のチラシを配布
- ・令和8年度国民健康保険税納税通知書に、制度周知のチラシを同封

賦課・徴収時に混乱が生じることがないよう、制度の意義や目的等について、被保険者に分かりやすく丁寧な周知、広報を引き続き行う。

(12) 今後の予定

①令和8年2月

島田市議会定例会に島田市国民健康保険税条例の一部改正について提案する。

②令和8年7月中旬

令和8年度国民健康保険税納税通知書を被保険者に送付

マイナ保険証の利用状況について

令和6年12月2日から健康保険証が、新たに発行されなくなり、マイナンバーカードの健康保険証利用(マイナ保険証)を基本とする仕組みに移行

【マイナ保険証登録・利用状況】 令和7年12月時点

対象月	被保険者数	マイナ保険証登録者数	登録率	マイナ保険証利用率(※)	全国平均利用率
令和7年10月	16,203人	12,930人	79.8%	79.10%	48.16%
令和7年9月	16,243人	12,943人	79.7%	78.22%	45.26%
令和7年8月	16,315人	12,958人	79.4%	76.91%	44.03%
令和6年10月	16,763人	12,702人	75.8%	31.92%	16.44%

※「マイナ保険証利用率」

マイナ保険証によるオンライン資格確認利用人数(各月の医療機関ごとに1件) ÷ 外来レセプト件数(件数)

